



ボランティア運転者講習

地域の助け合い活動講習関連ダイジェクト版

福祉交通の基礎概念

援助観の基本: 日本国憲法の規定する、第 11 条:基本的人権の保障、第 13 条:生命、自由及び幸福追求権、第 25 条、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利などにみることができます。

社会福祉構造改革: 福祉施設に運営の透明性と情報提供、また第三者機関の設置が謳われました。

申請に基づく措置制度から当事者の主体的意思の基づく選択・利用制度への転換の推進。

改革の必要性・基本的方向①サービス利用者と提供者の対等な関係の問題②個人の多様な需要への地域における統合的移動支援③信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の確保④幅広い要望に応える多様な主体の参加・活動の促進⑤住民の積極的な参加による豊かな移動支援の形成⑥情報公開等による事業運営の透明性確保。「ICF」参照しましょう。

援助観の目標: 福祉交通の取り組むべき課題、問題と資源をつなぐ援助者及び援助技術、問題を解決するための社会資源、資源の開発・拡充など開発的作業にはソーシャルアクションが必要となります。

援助資源: 近年では、法律に基づかない住民の主体的なサービスも多くなり、それを地域団体・NPO 等による支援など、援助資源の多様化を図る試みも行われています。

価値・倫理: 信用失墜行為の禁止等、日本ソーシャルワーカー協会の倫理要綱の概要○原則○クライアントの関係○機関の関係○行政と社会のとの関係○専門職としての責務等資質の向上の推進。

福祉交通をとりまく状況・仕組みと運営

福祉の基本的理念: 共に生きる社会づくりで地域福祉交通推進、の理念施設から地域に ADL から QOL へ。

民間機関・団体: 社会福祉協議会、民間社会福祉施設、NPO、自治会、ボランティア・グループ、当事者団体等がある。地域住民との調整「コウデネイター」を重視しており共同で地域作りを目指す。

援助の原理: バイステックによるケースワークの 7 原則①個別化②意図的な感情の表出③統制された情緒的な関わり④受容⑤非審判的態度⑥自己決定⑦秘密保持。

移動支援の運営: 移動支援サービスの提供主体①行政型供給組織②許認可供給組織②参加型供給組織等、公共性とは、公・私の協働関係を意味しており、行政優位の言葉ではありません。

福祉交通の役割: 交通移動支援は単に個々の人々を支援するという役割に留まらず、人々を差別なく「ノーマルゼイション」同じ社会統合するという援助が重層的に行う社会的役割を担っている。

ボランティア運転者活動論: 岡本栄一活動展開 6 原理①人間尊重の原理②社会的責任性の原理③生活の全体性の原理④主体性の原理⑤地域生活尊重の原理⑥連帯と共生の原理等地域社会作りの推進。

地域福祉交通の概念

- 地域交通のとらえ方: 住民に共通する移動支援の課題、縦割り行政の弊害をみつめ、福祉交通の枠を超えて関連の医療や保健・教育・職業・社会などに至る移動生活の新たな発展の実践を展開する。
- 福祉交通の組織化活動: 地域福祉移動支援活動の策定は、狭義・広義等福祉交通として用いられる(ボランティア運転者)運転の安全確保、運送法・交通法・接遇全般等の技術を効率的・有効的に構築し、望ましい移動・送迎支援サービス事業の形成することを目標とします。
- 組織化の課題: 地域福祉交通の組織化、利用者一人ひとりを大切にすし移動支援サービスを目標として、公私が協働して組織化を着手していくことが重要です。
- ボランティアとは: 主体的・社会連帯感を育むもの、活動・手段(具体的内容)と目的(目指すもの)明確化す。(社会的制約)という視点からみるとボランティアも利用者も同じ目線・立場に立てる。
- ボランティアに期待されるもの: ①社会連帯に基づく自立への支援者の役割②社会関係の社会孤立化防ぐ役割(社会との橋渡し)③社会変革(ソーシャルアクション)の主体者④ボランティア自身の自己実現。このようなボランティアは、「自発的な人」主体性・連帯性・無償性をあげています。福祉交通の運転者は自立を促し連帯的行動を構築します。
- NPO(民間非営利組織)の役割: 「参加・活動共生型社会」を目指して主体的に社会的な公益活動を行う民間の非営利活動組織ということができます。
- 住民参加と身近な福祉交通活動: ○地方自治法の改正=地方分権推進法は、地域コミュニティの活動の活性化の推進や連携強化、「ボランティア運転」活動等の環境整備の推進などが提案された。
○地域福祉交通の推進と住民参加=住民主体が原則、地域福祉交通の推進等行政の政策策定過程に於いて住民参加の移動支援が「自治型地域福祉交通」重要で在ると推察します。
○地域住民の完全参加=地域福祉交通の推進・ノーマライゼーションと安全参加、社会的包摂の視点で「安全参加と平等」の参加型福祉交通を創造していくために、移動・送迎支援「自治型地域福祉交通」が重要と推察されます。通環境整備と支援を希望します。
○身近な地域福祉交通活動のすすめ=「身近な園域」「園域を単位とした移動団体」を組織化の推進。
- 地域福祉交通と園域づくり:○地域福祉交通を推進刷○地域福祉交通のあゆみ○福祉コミュニティを創造する。地域福祉交通の主体形成○バリアフリーの地域福祉交通のまちづく等々の推進。
- コミュニティ・ケア: コミュニティ・ケアの推進とは、居宅の要援護者に対して地域の社会資源や住民参加によって援助する方法論です。地域自治社会サービス法が成立し、コミュニティ・ケアに力点が置かれるようになりました。○政策の変化、在宅ケアのサービス供給を重点化する施策が自治体で採用されました。国民保健サービスおよびコミュニティ・ケア法に於いて、サービス供給組織と利用者との調整するケアマネジメントを重視された。
- ボランティア・コーディネーターの役割=法律による社会福祉・自発的社会福祉に分類される、法律によらない自発的社会福祉による社会福祉活動の存在こそ、福祉移動支援の自己改造の原動力として評価されなければなりません。
- ボランティア・コーディネーターの機能と役割:○移動支援企画立案機能○関係団体等の連絡調整機能○カウンセリング機能の強化○移動支援グループワーク機能○コミュニティ・ワークの機能○利用者の権利擁護○ソーシャルアクション機能○福祉交通ボランティア運転教育(講習)等
- ソーシャル・インクルージョン: 社会的排除の対応への関心・社会的排除とはどんな状態か・実際はどうか・現実の課題を検証し実現に向けて考察してみましょう
- 福祉交通移動支援の苦情解決: ○苦情への対応の必要性・苦情解決の仕組み・移動支援のリスクについて当日開催された地域の助け合い活動講習テキストを参照して下さい。
- 福祉交通移動支援の研修:社会福祉基礎構造改革の中で、○「措置から契約へ」自己選択・自己決定・自己責任が明記されています。これからの地域福祉のなかで地域住民の「自治能力」が大切です。○意識の変革の中で、「自立生活を営むことができる力」や「共に生きる力」「協働実践」などの地域共生社会推進を育むことが不可欠です。その為にも福祉交通移動支援研修の受講が重要であることを希望します。

福祉交通の援助と方法

- 厚生労働省： 12月14日社会保障審議会で包括ケアシステム「地域の介護体制」維持へ議論。
- 市町村の役割： 地方自治体が住民のために必要な社会資源の整備「日常総合予防事業」移動・送迎支援の責任を担う点が重要であります。移動・送迎支援を担っている団体等に使いやすいサービスの整備という量的・質的な面も重要であります。
- 地域包括支援センターの運営体制と機能： 地域ごとの生活圏域あたり1か所の設置、社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師(地域ケア経験のある看護師)が中心を担っています。
- ソーシャルワークとソーシャルワーカー： ソーシャルワークは、福祉交通の実践を支える価値・知識・技術要素から構成されます。ソーシャルワーカーは、地域の組織化、社会への啓発、新しい社会資源の開発「人・モノ・制度」「連携・信頼・規範」社会組織の変革等重要なしごとです。ソーシャルワークの実践の共通基盤として、中心的な焦点(人間の社会生活への視点及び人間観(生活者としての人間理解)実践を構成する要素(援助者が身につけるべきのもの)等々。ソーシャルワークの体系「直接援助技術」「関節援助技術」「関連援助技術」利用者の援助。
- ケースワークの展開過程： 個別援助技術 ○情報収集とアセスメント○援助計画作成○援助計画実施○評価○終結○追跡調査○報告等々。
- グループワークの援助原則： 集団援助技術○準備期○開始期○作業期○終結・移行期。
- コミュニティワークの援助原則： 地域援助技術○地域主体の原則○資源開発の原則○協働活動の原則、3原則が様々な組織、機関などが目標に向かって、役割分担をして協力していくことが重要です。
- ケアマネジメントの創設： 2006年度からは介護保険制度改正に伴い地域支援事業が創設され、介護予防ケアマネジメント(要介護状態になることの予防・地域ネットワークづくり等)を内容とする包括的支援事業を担う地域包括支援センターが設置されました。
- ケアマネジメント： 移動・送迎サービスの選択を支援するケアマネジメントが求められました。ケアマネジメントとは、○入口○アセスメント○プランニング○ケアプランの実施○モニタリング○終結等々の援助はニーズ優先アプローチが重要な点です。
- ニーズ優先アプローチ： 社会資源の活用の際、利用者のニーズに対応した社会資源を結びつけるようにする方。この反対は、サービス提供側の都合によって提供される社会資源の種類や量等が決められるサービス優先アプローチである。
- リハビリテーションの意義： 理念は、全人間的復権、人間にふさわしい生活の回復を目指し、QOLを最大的に高めることにより、自らの生活における自己決定権の行使、自立生活運動です。分野には、医学的・教育的・職業的・社会的リハビリテーション等があります。

福祉と交通のキーワード

令和6年度

福祉関連

令和5年9月~令和6年3月

- 厚生労働省： 24年度予算の概算要求額を約33兆7300億円とする方針を固めた。
- 厚生労働省： 22年度雇用動向調査 全産業 入職超過続く 医療、福祉は離職が上回る。
- 社会保障・人口問題研究所： 今年度上半期の出生数37万人 3・6%減 過去最少。
- 厚生労働省： 昨年福祉施設労災10年で倍 昨年1万2780人職員高齢化が影響している。
- 厚生労働省： 9月15日「敬老の日」100歳以上9万2139人 53年連続の増加 80歳以上高齢者は3623万人 女性が88%10人に1人。65歳以上最高29.1% 75歳以上初の2000万超。
- 政府： 政府はパート短時間労働者の公的医療保険を巡り、健康保険組合などへの加入拡大の検討開始。
- 政府： 人手不足が深刻化する中、介護離職を防ぐ対策の強化に乗り出した。企業・地域で支援。
- 神戸市： 車いすの外出支援 坂傾斜示す地図アプリ開発。
- 厚生労働省： 22年度、26日発表介護費用1兆1912億円 最多更新。
- 厚生労働省： 22年度の概算医療費46兆円 1・76兆円増。
- 厚生労働省： 22年度使用者による障害虐待の状況を公表 事業所数・障害者は増加。
- 厚生労働省： 9月29日「介護予防・日常生活総合支援事業の充実に向けた検討会」が行われた。社会参加・生活支援へのつなぎ加算評価も。
- 東京都： 10月1日 東京都の人口が過去最高。1410万人 23区への人口集中が続く。

厚生労働省: 10月8日 国民医療費が初の45兆円超え、1人あたり5・3%増の35万8800円 21年度
 厚生労働省: 10月10日 介護サービスの利益率、過去最低2・4% 施設系が大きく悪化。
 政府: 10月12日 児童虐待防止へ新資格「こども家庭ソーシャルワーカー」を創設 来年度から。
 総務省統計局: 2022年の高齢者の就業者数912万人で、04年から19年連続で前年に比べて増加、最多更新。
 厚生労働省: 2022年度介護費用額 11.2兆円で過去最多 受給者は652.4人。
 厚生労働省: 現在、約215万人の介護職員が2040年度には280万人必要と集計されている。
 厚生労働省: 介護保険料上げ140万人 13区分 低所得者は負担減。現在の基準額の全国平均6014円。
 財務省: 国の借金1275・6兆円 国民1人当たり1021万円。
 厚生労働省: 11月6日、社会保障審議会で訪問・通所を一体化創設する案が示された。介護人材不足対応。
 厚生労働省: 11月10日、2023年度介護事業経営実態調査の結果を公表した。収支差率0.4%悪化。
 厚生労働省: 11月11日、働きやすい職場づくり、ICT(情報通信技術)を活用 機器の導入負担軽減を図る。
 東京商工リサーチ: 12月15日 昨年の訪問介護事業者倒産、過去最多を更新。
 厚生労働省: 12月20日 介護給付費実態統計月報 介護サービス受給者数9月は465万人。
 厚生労働省: 12月20日 22年度・障害者虐待最多3079人、死亡3人。虐待防止研修が事業所に義務付。
 政府: 12月22日 24年度社会保障関係費37兆7193億円。
 厚生労働省: 2月27日 23年出生数、過去最少75・8万人 人口は初の80人超減。
 厚生労働省: 1月、「介護はきつい」介護が必要な高齢者は580万人を超え、保険制度創設から3倍以上だ。
 厚生労働省: 「男性育児」2025年4月から目標設定義務化 従業員100人超5万社対象に。
 厚生労働省: 2月27日 出生数過去最少75万人 8年連続減少、少子化加速鮮明。
 厚生労働省: 2月29日 1月22日次期介護報酬改定案 訪問介護の基本報酬引き下げ「加算で補えない」。
 厚生労働省: 2024年4月 介護事業者は、虐待防止指針の整備・委員会・研修・担当者設置の義務化。
 厚生労働省: 2023年の食中毒発生件数は前年比56件ましの1021件となり2年連続増加した。
 全生協連: 介護分野の人材不足の問題提起 介護現場のテクノロジー活用目的を履き違えてはならない。
 政府: 12日、育児と仕事の両立支援の強化 働き方選べる制度導入へ法案決定。
 政府: 2024年4月から改正差別解消法が来月施行。「合理的は配慮」企業に義務。
 厚生労働省: 3月27日 共生実現へ就労機会増 障がい者雇用100万人超過去最多と発表。

交通関連

令和5年9月~令和6年3月

国交省: 次世代型「デマンド交通」走り出す。各地で実験、都も補助金。大田区・世田谷・あきる野市が実証。
 警視庁: 今年上半期の交通死亡事故の発生状況を公表 交通死亡事故増加。
 警視庁: 22年度 子ども自転車死傷、6月最多 通学で使い慣れた時期か?
 政府: 23年度版「交通安全白書」を決定 非着用で致死率2.4倍 ヘルメット自転車ルール遵守を。
 国交省: 次世代型路面電車(LRT)宇都宮市芳賀ライトレール線が開業。
 警視庁: 昨年の運転免許証を返納した人は44万8476人だった。10年前の3倍に。
 交通白書・交通統計・交通事故発生状況(23年度)ホームページで確認しましょう。
 国民生活センター: 10.31. 基準外自転車が横行 事故3倍、違反者にも罰則も。
 警視庁: 11.15. 自転車「青切符」16歳以上案 信号無視など115種想定。
 東京消防庁: 23年度の救急出動件数が過去最多を更新。87万3115件を記録。
 法務省: 6.1.20. 高速度の定義曖昧 危険運転あり方「検討」有識者検討会の設置発表。
 総務省消防庁: 緊急搬送にマイナ保険証 迅速化へ、47消防で試験運用。
 政府: 「ライドシェア」4月解禁 タクシー会社が運営管理・運転者教育・車両整備の責任など賄う。
 警視庁: 1月、昨年の全国の交通事故死者数が前年比3年ぶり136人増加、65歳以上が3割。
 国交省: 2月、来年1月から、「白ナンバー」家用車を使って有料で宅配できる方針を占めした。
 政府: 3月5日、自転車反則金導入へ ながら、酒気帯びも罰則新設。道路交通法改正案が閣議決定。
 高裁: 東名あおり「危険運転 成立」
 警視庁: 3月8日、昨年統計「ながら運転」死傷最多 リスク3.8倍 携帯電話使用による死亡が多い。
 国連: 2030年度までの達成目標を目指すSDGs(持続可能な開発目標)企業は5分野に注力。危機的。

八王子福祉交通運転者講習団体 特定非営利活動法人 ケアセンター八王子

令和6年3月31日